

離職した介護人材の 再就職準備金貸付制度のご案内

介護の職場へ戻ることを
お考えの方に…

介護職の「再就職準備金」とは

介護職として一定の知識・経験をもち、一度離職した方が、再び介護の仕事に就くことをサポートするために「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」として、

- ▶ 介護のお仕事に復帰するための費用について、**最大40万円**をお貸しします。
- ▶ 2年間長野県内で介護職員の業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

※ 貸付額は1人あたり1回に限り、40万円もしくは利用計画書に記載された額のいずれか少ない額となります。

<p>たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。</p> <p>※この他にもご利用いただける費用が ありますので、詳細は下のお問い合わせ先でご確認ください。</p>		
		

ご利用条件について

長野県に住民登録をしている方または長野県に所在する事業所または施設に介護職員等として再就職する方であって、次の要件を全て満たす方が「再就職準備金」の対象です。

- (1) 次の①～③のいずれかに該当する方
 - ① 介護福祉士の資格を持っている方
 - ② 実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した方
 - ③ 介護職員初任者研修等を修了している方
- (2) 介護保険サービス事業所等において介護職員等としての実務経験が1年以上ある方
- (3) 介護保険サービス事業所等に就労した方もしくは就労を予定している方
- (4) あらかじめ長野県福祉人材センターに求職登録を行い、かつ、長野県社会福祉事業団が定める再就職準備金利用計画書（様式第18号／裏面参照）を提出した方

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 本部事務局

〒381-0034 長野市大字高田364番地1

(TEL) 026-228-0337 (FAX) 026-228-0310

(Eメール) shikin@nagano-swc.com (HP) <https://nagano-swc.com/>



2022.10発行